

「加茂市指定給水装置工事事業者」更新申請について

加茂市で給水装置の工事及び修理を行う場合は、指定給水装置工事事業者として指定を受けることが必須であることに加え、指定後は5年ごとの更新が必要となっています。

1. 更新手続きに必要な書類

提出書類		法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）		●	●	表面と裏面、必ず両方記入してください。
添 付 書 類	機械器具調書（別表）	●	●	
	誓約書（様式第2）	●	●	
	住民票（写し）		●	発行日から3か月以内のもの
	定款（写し）	●		直近のもの。余白に代表者の原本証明を記載してください
	登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）	●		発行日から3か月以内のもの
	給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）	●	●	更新後 30日以内 に届出。但し、更新申請と同時に提出も可能。
	給水装置工事主任技術者の免状（写し） 又は主任技術者証（写し）	●	●	
	指定更新時確認事項 記入様式	●	●	

2. 提出方法

持参または郵送

3. 申請手数料

3,000円

4. 有効期限

更新の日から5年（有効期限はお渡しする指定事業者証に記載します）

5. その他

事業者証の郵送については行っておりません。

6. 申請場所及びお問い合わせ先

〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課（水道事業）庶務係

TEL：0256-52-0080 FAX：0256-53-4677